

第4章 行政栄養士の受援及び応援（派遣）による栄養・食生活支援活動

大規模災害発生時における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に実施するためには、行政栄養士の応援（派遣）を受け入れる体制（以下「受援」という。）及び他自治体へ応援（派遣）する体制の整備が必要となる。

1 受援と応援の基本的な考え方

受援	災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、 <u>人的・物的資源などの支援・提供を受けること</u>
応援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、又は自主的に <u>人的・物的資源などを支援・提供すること</u>

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(内閣府(防災担当))

本マニュアルでは、次のとおり定義する。

- ・ 「受援」：応援要請により他自治体や関係団体から人的支援を受けること
- ・ 「応援」：被災自治体の要請に基づき、県内行政栄養士を派遣すること

なお、災害対策基本法第40条第4項及び第42条第4項において、地域防災計画を定めるにあたり、円滑に他者の応援を受け、又は他者を応援することができるよう配慮するものと規定されている。

■災害対策基本法

（都道府県地域防災計画）第四十条

4 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他者の応援を受け、又は他者を応援することができるよう配慮するものとする。

（市町村地域防災計画）第四十二条

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他者の応援を受け、又は他者を応援することができるよう配慮するものとする。

2 県内が被災した場合の管理栄養士、栄養士の応援（派遣）要請

(1) 県内への応援（派遣）者

災害時に被災地で活動が想定される管理栄養士、栄養士が関わる主な支援チームはア～ウの通りである。エのその他に記載している自衛隊や団体等と連携した活動が求められる。

ア 保健師等チーム（自治体職員）

被災都道府県以外の都道府県、当該都道府県内の保健所設置市、特別区及びその他市町村に所属する保健師、公衆衛生医師、管理栄養士、その他の専門職、業務調整員等で構成されるチームをいう。被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を目的に在宅、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等で活動する。

イ 栄養士チーム

栄養士チームは次の3つのチームの活動が想定される。避難所、在宅等における栄養・食生活支援活動、特定給食施設等の状況把握と支援等を行う。

(ア) 県内の各保健所、市町村及び各都道府県を通じて派遣される行政栄養士チーム

(イ) 県との連携協定により派遣される山梨県栄養士会チーム

(ウ) 山梨県栄養士会を通じて派遣される日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）

ウ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成され、保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能（マネジメント）を支援するチーム。DHEAT は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職及び業務調整員（ロジスティクス）により、現地のニーズに合わせて、1班当たり5名程度で構成される。

DHEAT は、指揮調整、マネジメント業務支援を役割としているが、管理栄養士がチームに含まれる場合は、被災地の行政栄養士、他自治体行政栄養士、JDA-DAT との連携・役割分担によって、より効果的な栄養・食生活支援活動につなげることが可能となる。

エ その他

(ア) 自衛隊

(イ) 山梨県食生活改善推進員連絡協議会

(ウ) (一社) 山梨県調理師会

(エ) NPO 法人等炊き出し団体 等

(2) 応援（派遣）要請の判断、決定、調整

（参考資料：災害時の保健活動推進マニュアル（令和2年3月、日本公衆衛生協会／全国保健師長会））

管理栄養士、栄養士の派遣を依頼する場合は、求める受援内容に応じた人数の依頼ができるよう、必要となる支援活動について判断、決定、調整する。

ア 派遣要請の要否の判断に必要な情報

(ア) 被害状況（死者数、負傷者数、被害家屋数、ライフラインの状況等）

被害の規模、支援の必要量、活動内容について判断するため

(イ) 被災地保健所や被災地市町村における行政栄養士の被災状況や参集状況（被災前の職員の出勤状況と職位や経験年数等を踏まえること）

支援の必要量、活動内容、必要な役割について判断をするため

(ウ) 地域の医療機関の稼働状況等の医療提供状況

支援の必要量、活動内容について判断をするため

(エ) 避難所、救護所、福祉避難所などの設置状況や避難状況

被害の規模、支援の必要量、活動内容について判断するため

イ 派遣要請人数の算定に必要な情報

(ア) 保健・福祉など在宅ケアに関連する各機関の稼働状況

被災者支援のうち、要配慮者支援の必要量、活動内容、関係機関からのマンパワーの確保の見込みについて判断するため

(イ) 応援（派遣）管理栄養士、栄養士に期待する役割及び必要となる被災地保健所や被災地市町村における管理栄養士、栄養士の稼働量（人数、時間等）

支援の必要量、活動内容、必要な役割について判断をするため

(ウ) 具体的業務内容や活動体制、勤務体制（24時間体制の必要性の有無など）

派遣要請が必要な期間、チーム編成について判断をするため

(エ) 道路や交通状況など地理的状況

孤立地域への支援の必要量、活動内容、チーム編成について判断をするため

ウ 受援内容の計画

想定される受援内容と必要人数を算出し、依頼別にまとめる。

受援計画例 フェーズ 2～3 の期間、1 市町村あたり

受援業務（何を）	受援人数（どのくらい）		依頼者（誰に）
備蓄食料及び支援物資の 栄養量調整（手配）		（ 1 ）名	行政栄養士
要配慮者の食品手配 （特殊栄養食品ステーション設置）	ステーション数（ 1 ）箇所 ×（ 2 ）名	（ 2 ）名	栄養士会
提供食の調整支援 （炊き出し、弁当等）		（ 2 ）名	行政栄養士
避難所の食事調査・評価 ・支援（要配慮者含む）	避難所数（ ）箇所 /（ 5 ）箇所×（ 2 ）名	（ 0 ）名	行政栄養士
避難者への巡回栄養相談	避難所数（ ）箇所 /（ 5 ）箇所×（ 2 ）名	（ 0 ）名	栄養士会又は 行政栄養士
避難所の食品衛生助言、 食品保管状況の確認・指導	避難所数（ ）箇所 /（ 5 ）箇所×（ 2 ）名	（ 0 ）名	行政栄養士又は 食品衛生監視員
栄養・食生活支援コーディネート （応援（派遣）栄養士の活動 調整、通常業務の再開計画等）		（ 1～2 ） 名	行政栄養士 （DHEAT）
給食施設等への食事提供支援 （保健所）	被災施設数（ ）箇所 /（ 3 ）箇所×（ 1 ）名	（ 0 ）名	行政栄養士

参考資料：大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン P141、令和 2 年 8 月、日本公衆衛生協会

(3) 県内への応援（派遣）者の派遣の流れ

ア 行政栄養士チームの派遣の流れ

災害時における行政栄養士の応援（派遣）要請から活動開始までの手続きは、自治体間の連携と国の調整に基づき、段階的に進められる。主な手続きの流れを以下に示す。（参考資料：災害時の保健師等広域応援派遣調整要領（令和 7 年 9 月改正、厚生労働省））

(ア) 被災市町村の対応

被災した市町村は、まず自組織内での対応を試みるが、被災者の健康管理や栄養・食生活支援活動に必要な人員が著しく不足すると判断した場合、県保健福祉事務所に設置する地区保健医療福祉調整本部に対して応援（派遣）を要請する。この際、必要な行政栄養士の人数、活動期間、活動内容、派遣場所等を明確にする。

(イ) 地区保健医療福祉調整本部の対応

被災市町村からの要請を受け、県保健医療福祉調整本部に対して応援（派遣）を要請する。また、管内への応援（派遣）者の受入れ、派遣調整を行う。

(ウ) 県保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）の対応

・ 県内での調整

地区保健医療福祉調整本部からの要請を受け、県内の被災地外保健所及び市町村に対して派遣を打診し、調整を行う。なお、被災状況により、隣接県あるいは近県ブロックエリア等（災害時相互応援協定締結県を含む）に対して応援派遣を要請する場合がある。

・ 厚生労働省への応援要請（全国規模の調整）

県内での対応が困難な大規模災害の場合、知事は厚生労働省に対して、全国規模での派遣調整（あっせん）を要請する。要請時には、必要とするチーム数、活動期間、活動内容、派遣場所等を提示する。

(エ) 厚生労働省の対応

・ 山梨県からの要請を受け、全国の都道府県や保健所設置市などに対して、派遣の可否を照会する。

・ 派遣可能と回答した自治体の情報を集約し、被災地のニーズとマッチングさせる。

・ 派遣先が決定したら、その結果を被災都道府県と派遣元自治体の双方へ連絡する。

イ 山梨県栄養士会チーム、山梨県栄養士会を通じて派遣される日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣の流れ

県は、令和3年9月に山梨県栄養士会と災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定を締結している。

県保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）は、被災状況に応じて、被災者への栄養・食事相談、特殊栄養食品（治療用食品等）の提供等に係る支援活動等を山梨県栄養士会へ山梨県栄養士会チームの応援（派遣）を要請する。山梨県栄養士会チームの会員が不足する場合、もしくはより専門的な支援活動が必要となる場合は、山梨県栄養士会が日本栄養士会災害対策本部と調整し、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の応援（派遣）を要請する。

行政栄養士の応援（派遣）調整の流れを、図9、10に示したので参照されたい。

県災害時保健医療福祉調整本部 保健支援チーム調整担当

- ・ 県保健福祉事務所及び甲府市保健所における保健活動に係る総合調整
- ・ 県保健福祉事務所及び甲府市保健所の被災状況、職員の配置状況、市町村の保健活動等に関する情報収集
- ・ 派遣要請の判断
- ・ 派遣計画の策定及び派遣要請の手続
- ・ 被災地の保健活動に関する課題の分析や必要に応じた助言・調整
- ・ 被災地域における健康課題への対応等、県民への情報提供
- ・ 県保健医療福祉調整本部内での情報共有及び各種調整

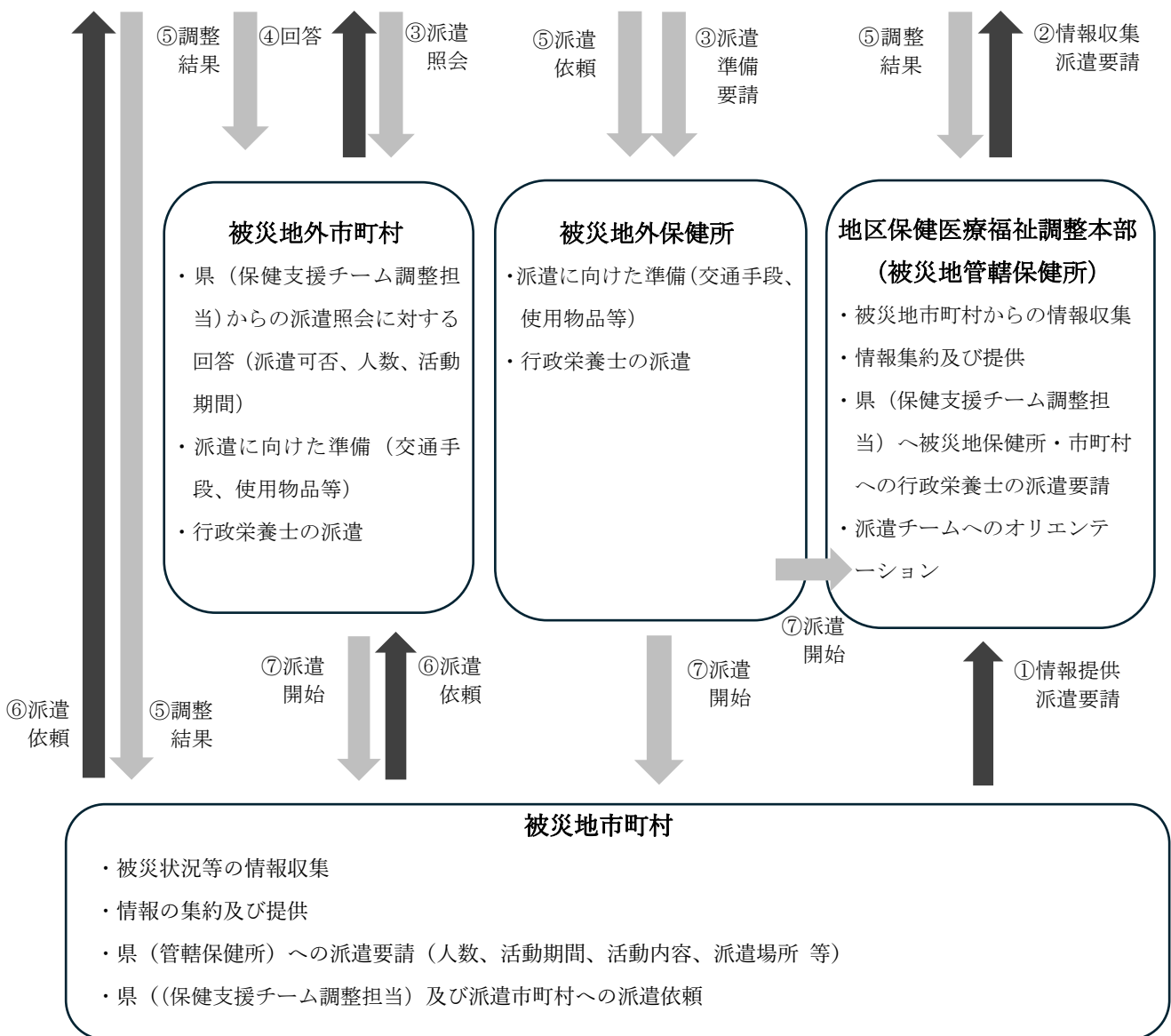
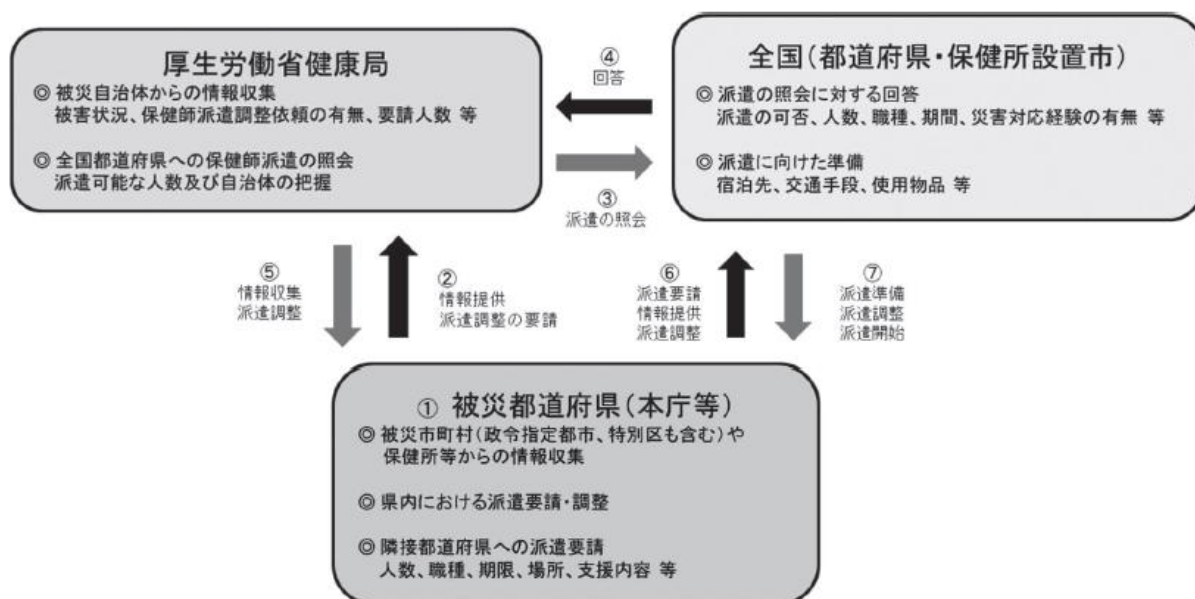


図9 県内における行政栄養士の応援(派遣)要請から派遣開始まで

【図9 県内における行政栄養士の応援(派遣)要請から派遣開始まで】の数字の解説

- ① 被災地市町村は被災状況の情報収集を行う。行政栄養士の応援派遣が必要と判断した場合は、管轄の保健所へ派遣要請をする。
- ② 地区保健医療福祉調整本部（被災地管轄保健所）は、被災市町村と当該保健所から被災状況や派遣要請人数等を確認し、県災害時保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）に派遣調整を要請する。
- ③ 県災害時保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）は、地区保健医療福祉調整本部（被災地管轄保健所）から被災状況や派遣要請数等を確認し、被災地外市町村（行政栄養士配置部署）へ派遣可否の照会を行う。併せて、被災地外の保健所に派遣準備を要請する。
- ④ 被災地外市町村から、派遣の可否に関する情報が県災害時保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）に集約される。
- ⑤ 県災害時保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）は、派遣可否結果をもとに、応援チーム数、派遣期間、活動内容等を調整の上、地区保健医療福祉調整本部（被災地管轄保健所）、被災地市町村、派遣可能市町村（被災地外市町村の行政栄養士配置部署）へ調整結果を伝える。併せて、被災地外の保健所に調整結果及び応援派遣依頼を行う。
- ⑥ 被災地市町村は、県災害時保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）の調整結果をもとに、県災害時保健医療福祉調整本部（保健支援チーム調整担当）及び派遣可能市町村（被災地外市町村の行政栄養士配置部署）へ応援派遣依頼を行う。
- ⑦ 派遣元自治体（被災地外保健所及び被災地外市町村）は派遣期間が決定後、地区保健医療福祉調整本部（被災地管轄保健所）もしくは被災地市町村と連携をとりながら、業務内容等の調整を行って支援に入る。



出典: 災害時の保健活動推進マニュアル(令和2年3月、日本公衆衛生協会/全国保健師長会)
 ※「保健師派遣」は、「行政栄養士派遣」と読み替えるものとする。

図10 厚生労働省の保健衛生職員派遣調整の流れ

(4) 応援(派遣)者に依頼する活動

全国の自治体や栄養士会から管理栄養士、栄養士が応援(派遣)に来た場合を想定し、活動の目安を決めておくと、円滑な栄養・食生活支援活動につながる。

過去の災害の際に応援者へ依頼した活動の例

自治体の行政栄養士チーム	県栄養士会チーム及び日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における食事提供状況の確認 ・食の要支援者の把握と相談対応 ・栄養・食生活に関する指導・普及啓発 ・避難所で提供される弁当や炊き出しの献立作成 ・在宅避難者の栄養指導 ・普及啓発資料の作成と配布 ・避難所の提供食事アセスメント ・衛生面での助言・普及啓発 ・特定給食施設等への状況把握と支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における食事提供状況の確認 ・特殊栄養食品等の物資の在庫管理と整理 ・特殊栄養食品の運搬・配布 ・食の要支援者の個別栄養相談 ・炊き出しへの支援

出典: 熊本県災害時栄養管理ガイドライン

3 県内が被災した場合の行政栄養士の受援体制

(1) 事前準備

被災地の行政栄養士等が不足し、応援（派遣）を受ける際には、支援者が円滑に活動できるように平常時から情報を整理しておくことが重要である。

ア 受援のための情報整理

被災地の基本情報（人口動態、地理・地勢、交通機関情報、避難所・福祉避難所の場所・設置数、保健医療福祉等の資源、人的資源等）に加え、以下の「食支援活動」に関連した資料を準備する。これらの情報は、応援（派遣）者の負担軽減と活動の迅速化を目的として、平常時から整理・更新しておくことが望ましい。

地域の食資源情報	協力依頼が可能な給食施設、スーパーマーケット、飲食店、弁当製造業者等のリスト
要配慮者情報	摂食・嚥下困難者、食物アレルギー患者、慢性疾患患者、乳児等の食の配慮が必要な方の情報
備蓄状況	市町村および県が保有する備蓄食料の種類、量、およびアレルギー対応食等の特殊栄養食品の在庫状況

イ 受け入れに向けた調整

応援（派遣）管理栄養士、栄養士に依頼する活動、役割分担を検討しておく。

(2) オリエンテーションの実施

応援（派遣）者が到着したら、被災地の保健所や市町村の職員は、速やかに以下のオリエンテーションを実施する。

安全確認	体調の確認、緊急連絡先及び緊急と判断される基準の説明
情報提供	地域の被害状況（ライフライン、道路状況、避難所・避難者数、余震等の発生状況）、組織体制（組織図、管内医療機関・団体等の連絡先）食事提供の現状（炊き出しの実施状況、弁当の納品時間・業者情報、食中毒対策の実施状況、特殊栄養食品の管理等）
活動内容の提示	依頼業務の目的（応援職員に期待すること、従事上の注意点）、担当する避難所、具体的な任務（栄養相談、物資管理、献立改善の提案など）の指示 個人情報管理について 様式の共有（栄養相談記録票や避難所アセスメントシートなど、県または当該市町村で統一された記録様式を提供）
連携体制	ミーティングの開催日時・場所、DHEAT（マネジメント支援）、JDA-DAT（実動部隊）及び保健師等チーム等他の支援チームとの情報共有方法
その他	現地で飲食ができる場所等

(3) 応援（派遣）者と受け入れ側の連携と協働

効果的な保健・医療・福祉活動を展開する際、関係者同士の緊密な連絡・調整、そしてお互いが果たすべき役割を確認しながら、相互の役割を最大限発揮できる「協働」体制を構築する。そのためには、日々のスタッフミーティングにおいて、現状、課題の共有を行う。具体的な栄養・食生活支援活動は、第5章に示すとおりである。

(4) 受け入れの終了

応援（派遣）の終了は、以下の目安に基づき総合的に判断する。

- ア 避難所の閉鎖や集約が進み、被災者の生活安定化の見通しが立ったとき。
- イ 地域内における食料供給手段が回復し、住民による自立した食料調達が可能となったとき。
- ウ 応援（派遣）を外部から得なくても通常業務を並行して実施できる体制が整ったとき。

4 県外が被災した場合の行政栄養士の派遣体制

(1) 求められる役割と人材

県及び県内市町村、派遣される行政栄養士には、被災地の栄養・食生活支援体制を支えるための重要な役割が求められる。

ア 応援（派遣）元自治体の役割

平常時から派遣可能な行政栄養士をリストアップし、組織内の理解を得ておく。応援（派遣）要請を受けた際は、被災地に負担をかけないように、宿舎、交通手段、食料等の確保を進める。

イ 派遣行政栄養士の基本的姿勢

被災地の職員自身も被災している可能性があることに配慮し、寄り添った支援を行う。被災自治体の栄養・食生活支援方針を尊重し、現地のニーズを優先して活動することが重要である。

ウ 派遣行政栄養士に期待される役割

避難所等での栄養アセスメント（食事内容の確認・評価）、食の要配慮者（乳幼児、高齢者、アレルギー等）への個別支援、衛生管理の助言など、専門性を活かした最前線の活動を担う。また、被災地の行政栄養士が関係機関の調整役として機能できること、住民の健康課題を集積、分析することで必要な事業や施策に繋がられることを目指し、サポートする。

(2) 応援（派遣）行政栄養士の派遣検討、決定

被災地の混乱状況やフェーズに合わせ、自ら判断して行動できる能力（自己完結型）を有する適切な人材を選定し、派遣を検討、決定する。

ア チーム構成

要請状況により、保健師等チーム（保健師や事務職員（業務調整員）などと組み合わせたチーム）、または行政栄養士チームの派遣を検討する。

イ 派遣期間

現地での活動と移動、引き継ぎを含め、概ね6日間を標準とする。大規模災害で長期化が予想される場合は、中長期的な交代体制を検討する。

ウ 引き継ぎ

被災自治体の負担を減らすため、原則として派遣者同士で行う。活動内容、要支援者の情報、アセスメント結果などを可能な限りデータ化して共有し、切れ目のない支援を維持する。

(3) 応援（派遣）開始前に必要な準備

被災地で円滑に栄養・食生活支援活動を行うため、携行品を準備する。出発前に県の健康増進課での事前オリエンテーションを実施する。

栄養・食生活支援活動の携行品例

栄養・食生活支援活動に必要な物品	山梨県災害時の栄養・食生活支援マニュアル、栄養計算ソフトがインストールされたパソコン、食品成分表、日本人の食事摂取基準、ベーシックデータ等の参考資料、電卓、キッチンスケール、ラップ、定規（食事のポーションや塩分量確認）、普及啓発資料（感染症・食中毒予防、熱中症予防、低栄養予防、エコノミークラス症候群予防などの住民向けリーフレット）、活動記録用紙
活動用品	所属と職種（管理栄養士、栄養士）が明確に分かるビブス（ベスト）、防災服、所属の腕章、雨具（合羽）、上履き（スリッパ以外）、防寒着（冬季）、懐中電灯、ヘルメット、長靴、軍手、地図、記録用紙、筆記用具、クリップ、バインダー、活動資料、マスク（防塵・布）、タオル、ビニール袋（多め）、ゴミ袋、ウエットティッシュ
共用	携帯電話・充電器複数台（公用）、衛星携帯電話、携帯用ラジオ、デジタルカメラ、マジック、ポスター用紙、印刷用紙、セロテープ、ガムテープ、ホッチキス、ダブルクリップ、ボールペン等（筆記具の補充）、付箋、ファイル
IT機器やマニュアル	インターネットに接続可能なパソコン等（スマートフォンやタブレット端末含む）、プリンター、デジタルカメラ、USBフラッシュメモリー等の記憶装置、活動に必要なマニュアル
個人用品	本人の身分証明書（職員証）、マイナンバーカード、常備薬、カイロ、手指消毒薬、マスク、携帯袋（リュックサックやウエストポーチ）、上履き、着替え、宿泊セット、小銭、水筒（水）、非常食、寝袋

(4) 活動開始

現地に到着したら、被災地の保健所や市町村の職員から、被害状況、避難所の環境、担当する役割、安全管理についての説明（オリエンテーション）を受ける。その後、現地の指揮命令系統の下で具体的な栄養・食生活支援活動を開始する。

<第4章に関連する基本的事項>

- ・ 災害対策基本法：第40条第3項、第42条第4項 — 応援・受援体制への配慮規定
- ・ 内閣府（防災担当）：「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）
- ・ 厚生労働省：「災害時の保健師等チーム広域応援派遣調整要領」（令和3年12月20日策定、令和7年9月19日一部改正） — 管理栄養士を含む保健師等チームの広域派遣、応援・受援調整の基本枠組み
- ・ 厚生労働省：「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）活動要領」（令和6年10月24日一部改正）
- ・ 日本公衆衛生協会／全国保健師長会：「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和2年3月）
- ・ 山梨県・公益社団法人山梨県栄養士会：「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書」（令和3年9月15日）